

議案第42号

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成24年6月12日提出

日野町長 景山 享弘

日野町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日野町営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日野町条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等)にあっては第2号、第4号及び第6号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、同居する者が入居者の親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下第13条において同じ。)又は、病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(平成23</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として令第6条第1項で定める者(次条第2項において「老人等」という。))にあっては、第1号、第3号、第4号、第5号及び第6号、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第4号)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。以下第13条において同じ。)があること。</p> <p>(3) その者の収入が次のア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 入居者が身体障害者である場合その他の令第6条第2項で定める場合令第6条第5項第1号に規定する金額</p>

年政令第424号第1条の規定による改正前の令(以下「旧令」という。)第6条第4項で定める場合旧令第6条第5項第1号に規定する金額

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の1に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合、旧令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、旧令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)及び(5) 略

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第3号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

イ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の1に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合、令第6条第5項第2号に規定する金額

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合、令第6条第5項第3号に規定する金額

(4)及び(5) 略

(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

(入居者資格の特例)

第7条 略

2 前条第3号イに掲げる町営住宅の入居者は、同条各号(老人等にあっては、同条第1号、第3号、第4号及び第5号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) 略
- (2) 第19条に規定する敷金を納付すること。

2～6 略

(同居の承認)

第12条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した者以外の者(入居後出生した子を除く。)を同居させようとするときは、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、次に掲げる事由の全てに該当するときは、前項の承認をすることができる。

- (1) 公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第10条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 同居させようとする者が暴力団員でないこと。
- (3) 同居させようとする者が入居者の親族又は病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者であること。

(住宅入居の手続)

第11条 町営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に次の各号に掲げる手続きをしなければならない。

- (1) 略
- (2) 第18条に規定する敷金を納付すること。

2～6 略

(同居の承認)

第12条 町営住宅の入居者は、当該町営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、入居者若しくは同居者又は前項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるとき、又は規則で定める事由に該当するときは、前項の承認をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。